

# 予算決算常任委員会

平成21年11月24日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎木田 守彦	○小林 誠	嶋田 善行
浦野 圭司	辻 善次	木澤 正男
中西 議長		

## 2. 理事者出席者

副 町 長	芳村 是	教 育 長	栗本 裕美
総 務 部 長	池田 善紀	総 務 課 長	乾 善亮
企画財政課長	西川 肇	住民生活部長	西本 喜一
福 祉 課 長	佐藤 滋生	環境対策課長	栗本 公生
国保医療課長	植村 俊彦	国保医療課参事	寺田 良信
都市建設部長	清水 建也	建 設 課 長	加藤 保幸
観光産業課長	川端 伸和	都市整備課長	藤川 岳志
上下水道部長	谷口 裕司	上 水 道 課 長	清水 孝悦
下 水 道 課 長	上田 俊雄	教委総務課長	野崎 一也

## 3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会(午後1時30分)

署名委員 小林委員、嶋田委員

委員長 皆さんこんにちは。全委員出席されておりますので、ただいまより、予算決算常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、副町長の挨拶をお受けいたします。芳村副町長。

( 副町長挨拶 )

委員長 それでは、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。署名委員には、小林委員、嶋田委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、1. 各課報告事項を議題といたします。ここでは12月定例会初日において承認または報告が予定されております、当委員会所管の町長専決処分に係る承認案件等の報告などについて、あらかじめ説明を受けることといたします。

まず、(1) 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について)、理事者の報告を求めます。 乾総務課長。

総務課長 (1) 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について)でございます。この件につきましては、前回の委員会でもご報告させていただきましたが、職員のボランティア清掃中の通行車両への事故の関係でございます。去る7月11日の午前9時頃でございますが、目安2丁目3番先の県道大和高田斑鳩線の歩道の草刈作業を町職員で行っていらっしゃるところ、草刈機が跳ねた小石が県道を通行していた車の助手席側後部の窓

ガラスを直撃し破損させてしまいました。この事故によります車の修理代として3万135円を支払うことで、車の所有者であります東京都北区西ヶ丘1-20-8-201 株式会社ガレージサービス代表取締役 永井正一氏との示談が平成21年10月1日に成立いたしましたことから、同日付で損害賠償の額の決定につきまして専決処分させていただきました。この損害賠償の額の決定に伴いまして、今回この補正予算の額につきましても、同日付で専決処分させていただいたものでございます。資料1をご覧くださいと思います。まず、専決処分書を朗読させていただきます。

( 専決処分書朗読 )

総務課長

この補正予算につきましては、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ3万1千円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ78億2,695万7千円とするものでございます。内容につきましては、予算に関する説明書に基づきまして説明をさせていただきます。補正予算書の4ページをご覧くださいと思います。歳入でございますが、第20款諸収入、第5項雑入、第5目雑入、第6節雑入に総合賠償補償保険金といたしまして、3万1千円を増額補正するものでございます。続きまして歳出でございますが、5ページをご覧くださいと思います。歳出では、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第22節補償補填及び賠償金に、賠償金といたしまして新たに3万1千円を補正するものでございます。予算書の1ページにお戻りいただきたいと思います。予算書を朗読いたします。

( 予算書朗読 )

総務課長

以上が補正予算の説明でございますけれども、なお、前回の委員会で委員さんや議長さんからご質問、ご心配いただいておりますので、前回の10月24日に実施いたしましたボランティア清掃からは、草

刈り機を使用せず、ごみ等を拾う清掃活動を中心にボランティア清掃を行っております。これからもそうした形で清掃活動を行ってまいりたいと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。  
嶋田委員。

嶋田委員 ただいまボランティア活動、これからは草刈機を使わないということですが、それは職員のボランティア活動についてだけですか。それとも、町で行う清掃活動については一切草刈機を使わないということなんですか。

総務課長 町が各自治会さんとかで協力していただいている「いかるがの里クリーンキャンペーン」とか、清流復活大作戦の時にはですね、従来から草刈機は使用しておりませんので、これは当然ボランティア清掃で草刈機を使用しないということでございます。

嶋田委員 例えばね、三代川愛護会で草刈機を使っておられますね、またその他のところでも使っておられると思うんですが、それも使わない、または使う、そこらへんはどうなんですか。

加藤課長 例えば、三代川愛護会という団体で出ましたけども、三代川愛護会の団体につきましては、職員については機械は使わないと。ただ、愛護会の方々については、それぞれ、議長も心配されておりましたように使いなれている方、農家組合、水利組合の方が非常に多くおられますので、そういった方が使われるというふうには認識しております。ただ、職員の方は手鎌等で対応したいというふうに考えております。

嶋田委員 わかりました。ただしね、三代川愛護会でも今まで職員の方、草刈機を使っておられます。効率の面からいうと、草刈機を使えばいいの

ではないかなとは思いますが。なにもこういう事故があったから、一切使わないというのは少しおかしいのではないかなとは思いますが。先ほど課長が使い慣れている方に使ってもらおうと、そしたら職員さんもそういうふうな練習いったらおかしいですけども、使い慣れるようにしていただければ、石を跳ねるといのはね、これは故意ではないんでね、そういう事故があったからやめるというのはちょっとおかしいのではないかなと思えますんでね。効率化の面から考えても使ってもいいのではないかなと、私は思います。以上です。

委員長 中西議長。

中西議長 この前、僕ちょっと言わせていただきました。石を跳ねる事故とかそういうことではなく、草刈機によって、よくあるのが足を切断したとか、そういう事故起こってくるんで。その場合、今、職員の場合ボランティアで行って、そういうふうな事故が起こった場合どういうふうな補償してもらえるのか、やっぱりそういう面がありますよってに、できるだけそういう作業は避けてもらいたいということで、ちょっと言いました。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、本件についてはあらかじめ説明を受けたということで終わっておきます。

次に、(2)町長専決処分について承認を求めることについて(平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について)、理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策 それでは、各課報告事項の(2)町長専決処分について承認を求め

課長

ることについて（平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）につきまして、ご説明をさせていただきます。

この件につきましては、去る8月21日に開催されました当委員会で、ご報告をさせていただいております。当町の清掃員がごみ収集車を運転中、個人のお家の塀に接触し、塀の一部を破損させた事故の関係でございます。まず資料2をご覧くださいと思います。

専決処分書を朗読させていただきます。

（ 専決処分書の朗読 ）

環境対策  
課長

この補正予算につきましては、去る6月24日（水）午前8時30分頃、環境対策課、衛生処理場 清掃員 平嶋 滋巳が缶類・ビン類を収集するため、3tダンプトラック車を運転中、神南3丁目12番28号大道一様宅前の資源物集積所で収集した後、Uターンをしようとバックした際、大道様宅の塀に収集車の右後部を接触させ、損害を与えてしまいました。この塀の修理代として、80,850円を支払うことで、相手方であります大道様との示談が10月14日に成立いたしましたことから、同日付で損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴います補正予算ということで、同じく同日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ8万1千円を追加し、歳入歳出それぞれ78億2,703万8千円とするものでございます。内容につきましては、資料2の予算に関する説明書に基づきまして説明させていただきます。

補正予算書の4ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳入でございますが、第20款 諸収入、第5項 雑入、第5目 雑入、第6節 雑入に自動車損害共済金といたしまして、8万1千円を増額補正するものでございます。5ページの歳出では、第4款 衛生費、第2項 清掃費、第1目 清掃総務費、第22節 補償補填及び賠償金に、賠償金といたしまして、8万1千円を増額補正するものでございます。

補正予算書の1ページに戻っていただきまして、予算書を朗読させて

いただきます。

( 予算書朗読 )

環境対策 以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく  
課長 ご了承いただきますようお願いいたします。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 事故は起こるものですから、この補正を認めないということではない  
んですけれども、当日乗車は職員の方何人乗ってはったんですか。

環境対策 ドライバーを含めて2名です。

課長

木澤委員 先ほどバックで壁に当てたというふうにおっしゃってましたけども、  
後方確認をもう1人、助手席にいた者乗ってはると思うんですけども、  
その方が降りて確認はしなかったんですかね。

環境対策 前回の委員会でもお答えをさせていただきましたけれども、後方確  
課長 認は行っておりませんでした。なお、今回接触した部分が運転席側の  
右後部ということで、同乗者は後を確認してなかったということになり  
ます。

木澤委員 以前からバックの際の事故については、降りて確認をすれば防げる  
ものがあつたんじゃないかなと、今回も降りて確認すればそうした事  
故は起こらなかつたんじゃないかなというふうに思うんです。以前に  
西本部長にでしたっけね、マニュアルを作って、バックをする際には  
必ずもう1人の方が降りて確認をするようにしたらどうですかという  
ふうにお尋ねした時に、その時はステッカーを貼って対応するとおっ

しゃってたんですけども、その後の対応についてはどう考えてはるんですかね。

住民生活 部長 その後の対応につきましては、マニュアルは作成をいたしております。職員のほうにも周知はしております。それからステッカーにつきましても運転席のほうには貼っておりますが、今回の事故につきましては、運転者側の確認で当たっているということで、このような事故がおこったと、今後もバックについては助手席の者が確認をするようにということで徹底をしてまいりたいとこのように思っております。

それから事故が起きました後、今年も8月に法隆寺自動車学校から講師を呼びまして、安全運転講習を行ったところでございます。そういったことを今後も続けていかなければならないかなど、このように思っております。

木澤委員 マニュアルを作って対応をしていただいているということなんで結構なんですけども、こういう事故は必ず起きますんでね、起きたらその教訓を次に生かせるようにしていただきたいと思います。

委員長 ほかに。 嶋田委員。

嶋田委員 ここ運転手は何名いらっしゃるんですか。

環境対策 課長 収集作業員につきましては12名で収集を行っております。それぞれローテーションを組んで運転をしている状況であります。

嶋田委員 12名いらっしゃるということですけども、これを除けて過去に僕覚えてるだけでも、2件ほどあったと思うんですけども、全部運転手は違うんですか。

環境対策 2年前に2件事故があって、昨年はなくして今回1件、それぞれドラ

課長 イバーは違う職員であります。

嶋田委員 12名いらっしやって同じ方ではないということなんですけども、先ほど、西本部長からも講習を受けてんねんということですけども、以前にも言いましたけれども、1回だけの講習やなしにね、継続・反復してやっていくようお願いしておきたいと思います。

住民生活 以前ご指摘を受けましてから、また今年も、それは一昨年に警察の部長 方から講師をお呼びして自動車の安全運転講習を行いました。今年も事故が起こったということで、そのことも踏まえまして、法隆寺自動車学校から講師をお呼びして安全運転講習を行いました。今後は毎年1回は安全運転講習を行ってまいりたいとこのように思っております。以上です。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、本件についても12月議会初日に承認を求められることと思いますので、あらかじめ説明を受けたということで終わっておきます。

次に、2. 継続審査、(1) 予算補正を必要とする事務事業についてを議題といたします。12月定例会に提案を予定されております一般会計及び各特別会計にかかる補正予算について、あらかじめ説明をお受けしたいと思います。

まず初めに、①平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)について、理事者の説明を求めます。 西川企画財政課長。

企画財政 それでは、平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)の内容課長 につきましてご説明をさせていただきます。お手元の資料3をご覧ください

ただくようお願いいたします。

まず今回の補正の説明に入る前に、この補正予算には人事院勧告等に伴います人件費の補正が含まれておりますことから、その内容につきまして若干説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。国家公務員の給与に関する人事院勧告に伴う給与改正法が本臨時国会で、今、審議中でございます。当町におきましては、従来から国家公務員の給与に準拠してきておりますことから、国の給与法案が可決され公布・施行されれば当町の給与条例につきましても、これに準拠した改正を行いたいと考えております。今回の人事院勧告の主な内容でございますが、まず1点目としては給料表の改定でございます。町職員の平均改定率は0.17%のマイナスで、引下げ額は200円から1200円という幅の値下げとなっております。次に2点目でございます。本年12月に支給いたします期末・勤勉手当の月数でございます。一般職の職員の期末手当につきましては現行の1.6月から1.5月に0.1月の引下げ、勤勉手当につきましては現行の0.75月から0.7月に0.05月の引下げ、合計で0.15月の引下げとなっております。また常勤の特別職の期末手当につきましても0.10月の引下げとなります。なお、人事院勧告では一般職の期末・勤勉手当の引下げを0.35月といたしておりますが、本年6月期の期末・勤勉手当を暫定的に引下げ、0.2月分につきましては暫定的に引下げました0.2月分につきましては、今回の勧告の引下げに充当することといたしております。次に3点目でございます。年間給与での引下げ分の調整で平成21年4月から11月までの月例給、及び6月期の期末・勤勉手当にかかります格差相当分の額を12月期の期末手当で減額調整することとしております。今回の人件費の補正予算は他に職員共済組合負担金の率の改正に伴う補正等もございませうことから、今回必要なその所要額を、それぞれの費目において計上させていただいております。なお、主な人件費の補正額につきましては、給料表の改定で約80万円の減額、また期末・勤勉手当で約1,500万円の減額、職員共済組合の組合負担金で約950万円の増額となる見込みであり

ますので、よろしくお願いいたします。

それでは、今回の補正予算の内容につきましてご説明をさせていただきます。まず、今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,231万3千円を追加し、歳入歳出それぞれ78億3,935万1千円とするものであります。それでは、主な補正内容についてご説明いたします。

はじめに、歳入予算の補正を説明いたします。まず、第14款 国庫支出金の民生費国庫負担金では、児童手当の交付が当初の見込みを上回ることから、その国庫負担相当額211万9千円の増額補正を行うものでございます。総括表では、非被用者児童手当負担金から下5項目が児童手当に関するものでございまして、その5項目合わせまして211万9千円の増額補正でございます。

次に、民生費国庫補助金では、国の平成21年度、第1次補正予算により実施が予算化されておりました子育て応援特別手当が、その執行を停止されたことから、一部執行済みの事務費分を除きまして3,064万1千円の減額補正を行うものでございます。子育て応援特別手当交付金と、その下の事務取扱交付金を合わせまして3,064万1千円の減額となっております。次に、教育費国庫補助金では、幼稚園就園奨励費補助金において、私立幼稚園就園奨励事業の認定者数が当初見込みを上回ることから、その国庫補助相当額43万5千円の増額補正を行うものでございます。

続きまして、第15款 県支出金の民生費県負担金では、国庫負担金と同様の理由によりまして、児童手当に係る県費負担額84万7千円の増額補正を行うものでございます。次に、衛生費県補助金では、国の平成21年度、第1次補正予算の地域環境保全対策費等補助金で、要望していました法隆寺iセンターの省エネ電灯の導入や空調機の更新が採択されましたことから、1,700万円の追加補正を行うものです。なお、補助率は100%となっておりまして、一般財源の投入は不要となっております。

次に、新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金について、

新型インフルエンザワクチンの接種が開始されておりますが、低所得者の方の経済的負担軽減を目的としまして、助成制度が創設されましたことから、1,353万8千円の追加補正を行うものです。

次に、商工費県補助金では、要望しておりました緊急雇用創出事業補助金が交付決定されましたことから、435万6千円の追加補正を行うものです。なお、その活用につきましては、業務増等に伴います臨時職員の雇用に充当してまいります。

また、総務費県補助金では、防災情報通信設備整備事業交付金におきまして、国の平成21年度第1次補正予算により、全額国費で全国瞬時警報システムが整備されますことから、443万8千円の追加補正を行うものです。この全国瞬時警報システムとは、大規模災害や武力攻撃事態が発生した際に、国民の保護のために必要な情報を通信衛星を用いまして、瞬時に地方公共団体に伝達することができ、早期の避難や予防措置などを促し、被害の軽減を図るものです。なお、これにつきましても補助率は100%となっております、一般財源の投入は不要となっております。

続きまして、第17款寄附金の教育費寄附金では、ふるさと納税で11名から、11月2日、3日の史跡藤ノ木古墳特別公開時の募金、町立図書館メモリアルブックに1名からご寄附があったことから、合わせまして14万6千円の増額補正を行うものです。次に、総務費寄附金では、ふるさと納税によりまして1名の方から文化振興基金へご寄附があり3万円の追加補正を、次に福祉費寄附金では、ふるさと納税によりまして、2名の方と1団体からご寄附がありまして2万5千円の増額補正を。また都市計画費寄附金では、ふるさと納税により2名の方からご寄附があり2万円の増額補正を行うものです。

次に、歳出予算の補正の説明をいたします。資料の裏面、歳出の総括表をご覧くださいと思います。

はじめに、第1款 議会費では、事務局職員の人件費所要額といたしまして145万8千円増額補正をお願いしております。

次に、第2款 総務費では、人件費所要額の163万9千円の増額

補正をお願いしております。次に、一般管理費の臨時職員の雇用では、業務の増や育休・産休代替、介護認定調査員等の臨時職員の雇用によりまして、臨時職員賃金等で544万3千円の増額補正をお願いしております。また、同じく一般管理費の全国瞬時警報システムの整備では、全国瞬時警報システムを整備する所要額443万8千円の追加補正をお願いしております。次に、財政管理費のふるさと納税事務では、ふるさと納税が今年度も順調に伸びてきておりまして、そのお礼について4万5千円の増額補正をお願いしております。続きまして、企画費の文化振興基金への積立では、いただきましたご寄附を積立てることから3万円の追加補正を行うものです。

続きまして、第3款 民生費では、人件費所要額の173万6千円の増額補正をお願いしております。次に、社会福祉総務費の国民健康保険事業への支援としまして、国民健康保険事業特別会計の人件費の予算補正に伴いまして、国保職員給与費等繰出金で43万1千円の増額補正をお願いしております。次に、福祉基金への積立では、福祉費寄附金のうち、福祉基金への積立を希望されました5千円について増額補正を行っております。なお、福祉費寄附金のうち2万円につきましては、児童福祉の充実及び健康づくりの推進に充当をご希望されておりますことから、児童福祉費及び衛生費の健康増進事業費にそれぞれ充当させていただいております。次に、介護保険事業繰出費の介護保険事業への支援では、介護保険事業特別会計の人件費の予算補正に伴いまして、職員給与費繰出金23万8千円の減額補正をお願いしております。次に、児童福祉総務費の幼児2人同乗用自転車購入費の助成におきまして、助成事業を実施することから100万円の追加補正をお願いしております。次に、児童手当費では、児童手当の給付におきまして、児童手当の交付見込みが当初の見込みを上回りますことから381万5千円の増額補正をお願いしております。また、子育て応援特別手当支給事業費では、その執行を停止しましたことから3,064万1千円の減額補正をお願いしております。

続きまして、第4款 衛生費では、人件費所要額の43万4千円減

額補正をお願いしております。次に、感染症予防費の新型インフルエンザワクチンへの対応において、ワクチン接種の低所得者向け助成事業を実施するとともに、妊婦・1歳未満の保護者・1歳から中学生までの子どもについて、その所得状況にかかわらず町独自で助成を行いますことから、その所要額としまして3,637万7千円の追加補正をお願いしております。

続きまして、第5款 農林水産業費では、人件費所要額の8万6千円の減額補正をお願いしております。

続きまして、第6款 商工費では、人件費所要額の63万円減額補正をお願いしております。次に、法隆寺iセンター管理費の法隆寺iセンターの充実では、省エネ電灯導入及び空調機の更新を実施のため、その所要額としまして1,700万円の追加補正をお願いしております。

続きまして、第7款 土木費では、人件費所要額の41万5千円の減額補正をお願いしております。次に、公共下水道費の公共下水道事業への支援では、公共下水道事業特別会計の人件費の予算補正に伴いまして、公共下水道事業特別会計繰出金2万1千円の減額補正をお願いしております。次に、公園費の公園の維持管理では、緊急に対応すべき公園遊具の修繕及び修繕を実施される自治会への助成について、当初の見込を上回りましたことから、その所要額としまして151万2千円の増額補正をお願いしております。

次に、第8款 消防費では、人件費所要額100万円増額補正をお願いしております。

続きまして、第9款 教育費では、人件費所要額の320万8千円減額補正をお願いしております。次に、私立学校振興費の私立幼稚園就園の奨励において、私立幼稚園就園奨励事業の認定者数が当初見込みを上回ることから、その所要額としまして130万5千円の増額補正をお願いするものであります。次に、文化財保存費の斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金への積立において、教育費寄附金にいただいた寄附を積立てることから13万円の増額補正を行うものであります。また、教育費寄附金のうち残り1万円につきましては、埋蔵文化

財の発掘調査に充当を希望されておりますことから、財源振替を行っております。続きまして、図書館管理運営費の町立図書館蔵書の充実におきまして、町立図書館メモリアルブックのご寄附をいただいたことから、図書購入費6千円の増額補正を行っております。

最後に、第12款 予備費では、今回の補正に要します財源としまして2,938万4千円を充当させていただき補正をお願いするものがあります。

以上で、平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 人勸の関係の人件費の所要額のところなんですけども、科目によって増額になっているところがありますけど、これはどういうことですか。

総務課長 人件費の関係で、例えば議会費でございますけれども、増額になっているということでございますけれども、これにつきましては、議会事務局の職員が今現在、育児休業を取得しておりますが、この育児休業の期間中に第2子を出産する予定になったことから、その時点で産前産後休暇を取得する、これは特別休暇でありまして、しかも有給になりますので、実際には勤務についてないんですけれども、産前産後休暇を取得したことによって給与が発生するというので、当然他の事務局の職員の方は勤勉手当引き下げがあるんですけども、トータルで増額になっているという結果でございます。それと、時間外勤務手当の増額補正も他の費目でございますので、その辺の兼ね合い、それと共済、先ほども説明がありましたけども、共済組合の負担金もございましたので、それも含めた中で費目によっては増額になっているところがあるということでございます。

木澤委員　そしたら人勧だけじゃないということですね、この人件費は。  
それとですね、もう1点。人勧にかかわって総務委員会の中で職員組合のほうがどういうふうに言っているのかちょっとお尋ねした際に、総務課長は理解をしてもらっているという答弁をされたと思うんですけども、その後、その組合のほうに話を聞きますと、今回人勧に関して理解できないということで町には伝えたというふうにお聞きして、答弁と事実と違うんじゃないかなというふうに思うんですけども、それはどういうことなんですか。

総務課長　11月の19日に労働組合と人勧にかかります町の職員の給与の改正の考え方ですね、これを組合のほうに示させていただきました。その話の中で当然、町の職員の給料、ボーナスを民間レベルに引き下げるということについては、組合としてもこういった社会情勢でございますので、一定理解は示していただいております。そういうことで理解は示していただいたという答弁をさせていただいたんですけども、ただ、その中で以前からの組合からの要望事項であります事務時間の短縮、現在8時間でございますけども、これを7時間45分の15分の短縮というのが、平成20年度の人事院勧告で出ておるわけですけども、これを是非、今年度の人事院勧告と合わせて実施してほしいという組合からの要望が出ておりました、これを合わせてやってほしいということございましたので、この15分の勤務時間の短縮については現在の社会情勢の中では難しいということで、一緒にはできないということで組合にも話をいたしましたので、組合としてはトータルでは容認できないという答えだったと思います。

木澤委員　そういうことだったら事実であるかなというふうに思うんですけどもね、あの時、答弁をしてはった時に組合としては理解してもらっていますと、ぽんと言いで言いはったので。最終的にはトータル的に、その時短の分も含めて認められないという回答だったので、その点を

はっきりさせておきたかったので、質問させてもらいましたが、それでしたら結構です。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。本件については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、②平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

植村国保医療課長。

国保医療課長 それでは、平成21年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について、説明いたします。今回の補正につきましては、人件費についてでございます。先ほどの話にもありましたように、人事院勧告に準じます給与条例改正の改正に伴います減額と、共済組合負担金及び時間外勤務手当等に係ります増額にかかるものでございます。それでは、資料4の総括表(案)をもって説明させていただきたいと思っております。

まず、歳入でございます。第8款 繰入金で、一般会計繰入金におきまして、職員給与費にかかります繰入金といたしまして43万1千円の増額をお願いするものでございます。次に、歳出でございます。第1款 総務費におきまして、人件費所要額といたしまして歳入と同額の43万1千円増額をお願いするものでございます。

予算額に、歳入歳出それぞれ43万1千円を増額いたしまして、予算総額を歳入、歳出それぞれ33億9,073万2千円とするものでございます。以上、簡単ではございますが、平成21年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についての説明といたします。よろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。本件についても、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、③平成21年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

上田下水道課長。

下水道課長 それでは、平成21年度 斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。資料-5をご覧くださいませすでしょうか。

既定の歳入歳出予算の総額に2万1千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ13億5,313万5千円とするもので、人事院勧告等に伴います人件費の減額補正をお願いするものでございます。

それでは、内容につきましてご説明申し上げます。歳入につきましては、第4款 繰入金で、現行予算額3億6,711万3千円に2万1千円を減額し、3億6,709万2千円に、次に歳出につきましては、第1款 公共下水道費で、現行予算額9億3,787万2千円に2万1千円を減額し、9億3,785万1千円に補正を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、12月議会定例会に提出を予定いたしております、平成21年度 斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。本件についても、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、④平成21年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

佐藤福祉課長。

福祉課長 それでは、平成21年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、説明させていただきます。資料6、平成21年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）歳入、歳出総括表（案）により、説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ23万8千円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ15億6,521万1千円とするものでございます。その内容につきましては、一般会計でも説明がございました人事院勧告等によりまして、人件費につきまして、歳入では繰入金、歳出では、総務費において減額補正をするものでございます。以上、簡単ではございますが、平成21年度 斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ な し ）

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。本件についても、報告を受け一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、⑤平成21年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

清水上水道課長。

上下水道  
課長

それでは、平成21年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

お手元の資料7をご覧ください。今回の補正につきましては人事院勧告に伴う職員給与等の補正をお願いするものでございます。

第1款水道事業費用、第1項営業費用、1目 原水及び浄水費で3万1千円の増額、2目 配水及び給水費で8万8千円の減額、4目 総係費で15万円の増額、そして4款 予備費、1項 予備費、1目予備費におきまして9万3千円の減額補正とし、総額をかえずに予備費で調整するものでございます。以上、12月議会定例会に提出を予定しております、平成21年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）についてのご説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ な し ）

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。本件についても、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

他に、理事者側から補正予算が予測されるなど、何か報告しておくことはございませんか。

（ な し ）

委員長

以上、継続審査については、終わります。

次に、3. その他について、委員のほうから何かございませんか。

（ な し ）

委員長

ないようですので、その他についてもこれをもって終わります。

これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。  
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任  
いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。  
それでは、閉会にあたり副町長の挨拶をお受けします。  
芳村副町長。

( 副町長挨拶 )

委員長

これをもって予算決算常任委員会を閉会いたします。  
ご苦勞様でした。

( 午後 2 時 2 1 分 閉会 )